

第2種共済制度

2026年1月から寺院施設に係る新たな復興共済制度が構築されるまでの間、

地震災害の保障内容が変更されます

具体的な変更内容



◎給付額を50%引き下げ

●基礎加入 本堂は最大700万円、庫裡は最大300万円 〔従来は、本堂最大1,400万円
庫裡最大600万円〕
※2026年1月から全寺院の保障内容が変わります。

●任意加入 1口最大500万円(10口で最大5,000万円) 〔従来は、1口最大1,000万円
10口で最大1億円〕
※2026年1月以降加入分から順次変わります(裏面右側Q&Aの予定表をご覧ください)。

注目① 地震災害の保障内容が変更されますが、民間保険と比較してもコスト面において、まだまだ有利です。

政府と損害保険会社が共同で運営する地震保険(いわゆる民間の地震保険)は、火災保険に加入していないと契約することができず、さらに、保障内容が約1億円の火災保険に加入するには、寺院の所在地や建物の状態にもよりますが、宗派の任意加入と比べて4倍ほどの費用がかかる場合があります。これまでの調査・研究からも、地震災害における保障額を半額程度に抑えたとしてもコスト面では宗派の第2種共済の方が有利であることが明らかになっています。

変更時期 ※詳細は裏面右側Q&Aの予定表をご覧ください。

- 基礎加入：2026年1月1日以降に発生した地震災害から、全寺院の給付額を**50%引き下げ**。
- 任意加入：2026年1月1日以降に発生した地震災害から、保障発生年月日が2026年1月1日以降の寺院の給付額を**50%引き下げ**。

◎査定区分 被害の程度を18区分から4区分に変更

◎査定基準 宗派独自の査定基準から一般社団法人「日本損害保険協会」の定める「地震保険損害認定基準」の準用に変更
※民間の地震保険における損害程度の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行われています。

注目② 「査定区分」と「査定基準」の改正により、査定の効率化を図り、速やかな共済金の給付になります。

現行の地震災害の査定区分は18区分に細分化されており、令和6年能登半島地震において給付までに時間を要する一因でもありました。今回の改正により、政府と民間保険会社が共同で運営する地震保険に用いられている「地震保険損害認定基準」に準じた4区分に査定基準を変更することにより、査定の効率化を図ります。

改正理由

◎「地震災害における基礎加入・任意加入の給付額の引き下げ」を行う理由

未曾有の大災害であった令和6年能登半島地震並びにその後の災害への共済金の給付により、復興共済積立金が大幅に減少する中で、将来発生が予見されている南海トラフや首都直下型地震等の脅威を想定すると、現行の第2種共済制度のままでは対応しきれないことが課題として見えてきました。この状況を踏まえると、第2種共済制度の抜本的な見直しは不可欠ですが、現行制度の抜本的な見直しを行い、その内容を周知した上で運用を開始するには、少なくとも約2年の期間を要します。

このたびの改正では、新制度の運用が始まるまでの間に、大規模な地震災害が発生した場合を想定し、特に第2種共済制度の存続を脅かす地震災害に限り給付額を引き下げることにいたしました。

◎「地震災害における査定区分・査定基準の変更」を行う理由

令和6年能登半島地震においては、被災された多くの寺院より第2種共済の申請をいただきました。共済金の給付にあたっては、その査定に時間を要したこともあり、被災寺院の皆さまには給付まで1年3か月の期間、お待ちいただくことになりました。このたびの改正では、発災から共済金給付までに時間を要した一因でもある査定の効率化を目的として、査定区分及び査定基準の変更を行います。

これにより、共済査定員による査定後、共済金の給付に至るまでの時間が短縮されることとなります。

☆共済条例第18条に規定される「給付額の制限」については、これまでどおり、「同一の要因により発生した災害に係る共済金の給付額は、給付額決定日現在における第2種共済特別会計に計上されている共済金残額に、復興共済積立金の総額の5割を加えた額が上限」となります。
参考：復興共済積立金総額／令和6年能登半島地震前…約91億円、2025年7月現在…約43億円

今回改定される地震災害時の対象建物ごとの給付額

対象建物				本 堂		庫 裡		書院、客殿、 宗教法人が経営する 幼稚園園舎など		宗務総長の 承認を必要とする 付属建物	
基礎 加入	復興共済金	被害の 程度	全壊	700万円		300万円					
			大半壊	500万円		215万円					
			小半壊	295万円		125万円					
			一部損壊	85万円		35万円					
任意 加入	復興共済金	被害の 程度	全壊	1口あたり 500万円（10口で最大5,000万円）							
			大半壊	1口あたり 350万円（10口で最大3,500万円）							
			小半壊	1口あたり 200万円（10口で最大2,000万円）							
			一部損壊	1口あたり 75万円（10口で最大750万円）							
	加入口数制限		20坪以上	20坪未満	5口まで		各建物ごとに1口まで				
			10口まで	5口まで							
宗派共済見舞金				最大5万円	最大4万円	最大3万円		最大2万円			

**地震災害以外のすべての災害は
これまで通り手厚い給付**

① 復興共済金

1%以上の被害が認められた場合は、復興共済金が給付されます。
任意加入の場合、定められた額に加入口数を乗じた額となります。

② 宗派共済見舞金

①復興共済金 の給付基準である**1%に満たなかった場合**でも、
本堂、庫裡及び任意に加入している建物に対し『宗派共済見舞金』が
給付されます。

※被害の程度により給付されないこともあります。 ※宗派共済見舞金は加入口数を乗じません。

対 象 建 物		本 堂	庫 裡	書院、客殿、 宗教法人が経営する 幼稚園園舎など	宗務総長の 承認を必要とする 付属建物
基礎加入	復興 共済金	最大 1,400万円	最大 600万円		
任意加入	復興 共済金	1口あたり最大 1,000万円 (10口で最大1億円)			
	加入口数 制限	20坪以上	20坪未満	5口まで	各建物ごとに 1口 まで
		10口 まで	5口 まで		
宗派共済見舞金		最大 5万円	最大 4万円	最大 3万円	最大 2万円

今後の第2種共済制度の方向性

現在、宗務審議会「寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の検討に関する委員会」を設置し、「自然災害の多発状況を踏まえた寺院・教会の施設に係る新たな復興共済制度の構築」について協議いただいております。2025年12月末に最終答申が提出される予定です。

「同朋相互扶助」の精神に基づいた新共済制度は、宗会の手続き及び周知期間をもって、2028年1月施行の予定で進めております。

同朋相互扶助の精神に立って、
任意加入をよろしくお願いいたします。



Q 「地震災害」とは、
どのような災害のことを指しますか？

A 「地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失」を指します。

**Q 施行前(2026年1月)に加入した
基礎と任意加入の保障はどうなりますか？**

A 以下の表の通りとなります。

Q 任意加入における地震への共済金が最大5,000万円になり、魅力がなくなるのではないですか？

A 地震以外のすべての災害はこれまで通り最大1億円の共済金が給付されます。地震についても、10万円(10口)の共済拠出金で、最大5,000万円の補償が受けられますので、表面「**注目①**」のとおり民間保険にはない魅力があると考えます。

Q 査定を行う共済査定員も変わるのでしょうか？

A 従来通り変更ありません。すべての災害の査定を共済査定員（一級建築士もしくは損害保険鑑定人）が行います。

さらに詳しい内容については、[こちら](#)から
ホームページをご覧ください。



「地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例」に基づく保障内容・期間について(予定を含む)

2025年6月 宗会【地震臨時措置】 提案・可決												2026年1月1日 【地震臨時措置】 施行												2026年6月 宗会【新共済制度】 提案予定												2027年1月 全寺院【地震臨時措置】 切り替わり												2028年1月1日 【新共済制度】 施行予定											
年	2025												2026												2027												2028																						
月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4																							
基礎加入	最大2,000万円(本堂1,400万円+庫裡600万円)												最大1,000万円(本堂700万円+庫裡300万円)																																														
任意加入																																																											
A 寺	2025.10.1 ～2026.9.30												最大1口1,000万円×10口=1億円										最大1口500万円×10口=5,000万円										加入保障期間内に新制度に切り替わり																										
	最大給付額=1億1,000万円(基礎加入1,000万円+任意加入1億円)																																																										
B 寺	2025.12.31 ～2026.12.30												最大1口1,000万円×10口=1億円										最大1口500万円×10口=5,000万円										加入保障期間内に新制度に切り替わり																										
	最大給付額=1億1,000万円(基礎加入1,000万円+任意加入1億円)																																																										
C 寺	2026.1.1 ～2027.12.31												最大1口500万円×10口=5,000万円										最大1口500万円×10口=5,000万円																																				
	最大給付額=6,000万円(基礎加入1,000万円+任意加入5,000万円)																																																										

宗務審議会「新たな復興共済検討委員会」から答申提出予定

【凡例】 枠内は現行制度 枠内は地震半額制度 枠内は新共済制度(予定)